

令和8年度

加東市区域区分見直しに係る検討等支援
業務委託 公募型プロポーザル実施要領

令和8年5月

加東市

1 趣旨

本要領は、令和8年度加東市区域区分見直しに係る検討等支援業務委託の受託候補者を企画提案競技により確定するために必要な手続きについて定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

令和8年度加東市区域区分見直しに係る検討等支援業務委託

(2) 業務の目的

令和10年度末までに東播都市計画区域の加東市域における区域区分を廃止することを見据え、市が主体的かつ持続的なまちづくりを推進していくため、以下の検討及び計画策定を行うものである。

ア 区域区分見直しに係る検討業務

区域区分廃止に向けた新しい土地利用コントロール手法及びその他必要な制度についての検討や、区域区分廃止に向けた国や県、その他関係機関との協議に必要な資料の作成を行う。

イ 加東市都市計画マスタープラン改定業務

現行都市計画マスタープランの目標年次が令和9年度となっているため、区域区分廃止の方向性も見据えた改定を行う。

ウ 加東市立地適正化計画策定業務

多極ネットワーク型コンパクトシティの形成に向けた計画策定を行う。

(3) 業務内容

「令和8年度加東市区域区分見直しに係る検討等支援業務委託仕様書」を参照。

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和11年3月23日（金）までとする。

3 見積限度額

年 度	見積限度額（税込額）
令和8年度	15,327,000円
令和9年度	16,194,000円
令和10年度	10,389,000円
合 計	41,910,000円

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 参加資格

本業務委託に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 本業務に関する実施年度における加東市入札参加資格者名簿に登録されていること。

ただし、当該登録を行っていない者であっても、次の各号に掲げる書類を提出し、本市入札参加資格者としての基準を満たすことが認められる者にあつては、当該登録を行っている者と同様の資格があるとみなす。

ア 法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

イ 商号登記している個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）

ウ 商号登記していない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

エ 財務諸表（法人及び個人）

オ 法人にあつては、直近年度の国税等（法人税並びに消費税及び地方消費税）、都道府県税（事業税及び都道府県民税）及び市町村民税の全ての納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

カ 個人にあつては、直近年度の国税等（所得税並びに消費税及び地方消費税）、都道府県税（事業税）及び市町村民税の全ての納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

- (2) 加東市の指名停止基準に基づく指名停止を受けておらず、同基準に基づく指名停止の措置要件に該当しないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に基づく加東市の入札参加資格基準による入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (4) 指名競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 加東市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年加東市条例第22号）第2条（第4号を除く。）に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと。
- (7) 公告日現在で兵庫県内に本店又は支店等を有する者
- (8) 建設コンサルタント登録規程に基づく「都市計画及び地方計画部門」の登録がある者
- (9) 令和3年度以降に国、地方公共団体又はこれに準ずる機関（公社、事業団体等）発注による都市計画マスタープラン、立地適正化計画の策定業務（改定業務を含む）又は区域区分廃止に向けた検討業務を元請けとして受託し、履行を完了した実績を有する者。
- (10) 技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく「建設部門の都市及び地方計画」、「総合技術監理部門の建設-都市及び地方計画」又はRCCM「都市計画及び地方計画部門」のいずれかの資格を有する自社の正社員（公告日現在で3箇月以上の雇用契約がある者）を本業務に管理技術者及び照査技術者として配置できる者（兼務不可）。

6 募集内容

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり、参加を申し込み、市は当該申込者の資格を審査し、その結果を当該申込者に通知するものとする。

(1) 参加申込書の提出

ア 提出期限 令和8年6月8日(月) 17時15分まで

イ 提出書類

(ア) 参加申込書(様式第2号)

(イ) 建設コンサルタント登録規程に基づく「都市計画及び地方計画部門」の登録が確認できる登録証の写し

(ウ) 業務実績調書(様式第3号)

※5(9)に該当する法人としての実績を記載すること。

(エ) 業務実施体制表(様式第4号)

管理技術者及び照査技術者のほか、当該業務の従事予定者全員を記載すること。

(オ) 配置予定者調書(様式第5号)

業務実施体制表(様式第4号)に記載した業務従事予定者について1名ごとに作成すること。

a 管理技術者及び照査技術者となる従事予定者は、上記5(10)の資格が確認できる証明書等の写し及び正社員として雇用していることが確認できるもの(雇用関係の確認に必要な個人情報についてはマスキングすること)を添付すること。

b それ以外の担当技術者についても資格を記載する場合は、それを確認できる証明書等の写し添付すること。

c 業務経歴等は、令和3年度以降に担当した都市計画マスタープラン、立地適正化計画の策定業務(改定業務を含む)又は区域区分廃止に向けた検討業務の全てについて記載すること。

(カ) 上記(ウ)(オ)に該当する業務実績が確認できる契約書及び仕様書の写し又は実績データの写し(実績データはテクリス等に完了登録したもの)

(キ) 320円分の切手を貼付した長形3号の返信用封筒(返送先を記入したもの。)

ウ 提出部数 1部

エ 提出場所

〒673-1493 兵庫県加東市社50番地 加東市都市整備部都市政策課(庁舎3階)

オ 提出方法

持参又は郵送による。なお、郵送により提出する場合は提出期限までに必着のこと。

(2) 参加資格審査結果の通知

ア 通知日 令和8年6月10日(水)

イ 通知内容 審査結果

ウ 通知方法 全参加者に書面で通知する。

エ 結果に対する理由説明

参加資格を有しないと認められた者等は、審査結果を発送した日の翌日から起算して5日以内に市に対して説明を求めることができる。市は、当該参加者からの説明を求められたときは、速やかに書面により回答する。

7 実施要領説明会

実施要領説明会は開催しない。

8 質問及び回答

本実施要領のほか、提出する書類に関して質問があるときは、次のとおり質問を受け付け、その質問に対して回答する。

(1) 質問

ア 提出期間

令和8年5月19日（火）から令和8年5月28日（木）17時15分まで

イ 提出書類 質問書（様式第1号）

ウ 提出方法

電子メールに限る。なお、電子メールを送信したときは、必ず送信したことを電話にて連絡すること。

エ 電子メールアドレス及び電話番号

・電子メールアドレス toshikeikaku@city.kato.lg.jp

・電話番号 0795-43-0510（直通）

(2) 回答

ア 回答日時 令和8年6月3日（水）8時30分

イ 回答方法

回答については、加東市ホームページに掲載し、公表する。なお、質問を行った者の企業名は公表しないものとする。

9 辞退届の受付

本プロポーザル参加申込書の提出後に本プロポーザル参加を辞退しようとする者は、次のとおり辞退届を市長に提出するものとする。

(1) 提出期限 令和8年6月17日（水）17時15分まで

(2) 提出書類 辞退届（様式第6号）

(3) 提出部数 1部

(4) 提出場所

〒673-1493 兵庫県加東市社50番地 加東市都市整備部都市政策課（庁舎3階）

(5) 提出方法

持参又は郵送による。なお、郵送により提出する場合は提出期限までに必着のこと。

10 企画提案書作成及び提出

企画提案書の作成及び提出は次のとおりとする。

(1) 企画提案書の作成要領

文字サイズは11ポイントを基本とし、A4サイズ、縦型横書き（縦長綴じ）、カラー印刷とし、以下の内容について記載すること。

- ア 令和10年度の業務完了までの工程（全体及び各業務ごと）について
 - イ 基礎調査、都市構造の分析の手法及び現状から想定される加東市の課題整理の考え方について
 - ウ 区域区分廃止後の土地利用方針を踏まえ、都市計画マスタープランにおける地域別構想の地域区分の設定についての方向性や考え方について
 - エ 20～30年後を見据えた将来像や都市構造の設定と、立地適正化計画における誘導施設・誘導区域（都市機能・居住）及び防災指針の検討方針について
 - オ 区域区分廃止を見据え、現行都市計画マスタープランにおいて位置付ける「まちの拠点」の今後の役割と目指すべき方向性について
 - カ 計画を「作って終わり」にしないための具体的で持続可能な推進体制・評価方法の手法について
- (2) 企画提案書等の提出
- ア 提出期限 令和8年7月9日（木）17時15分まで
 - イ 提出書類
 - (ア) 企画提案書（任意様式）
上記(1)の作成要領に基づき作成すること。
 - (イ) 見積書（任意様式）
本業務に係る見積書とする。作成に当たっては、「令和8年度加東市区域区分見直しに係る検討等支援業務委託 仕様書」における業務の年度ごとの内訳がわかる書類を添付すること。また、3の見積限度額を上回らないこと。
 - ウ 提出部数
企画提案書は正本1部、副本7部、見積書については正本1部を別途封筒に入れて提出すること。
 - エ 提出場所
〒673-1493 兵庫県加東市社50番地 加東市都市整備部都市政策課（庁舎3階）
 - オ 提出方法
持参又は郵送による。なお、郵送により提出する場合は提出期限までに必着のこと。

11 一次審査（書類審査）

参加者が4者以上の場合に実施する。なお、参加者が3者以下で一次審査を実施しない場合は、その旨を全参加者に電子メールにて通知する。

- (1) 実施日 令和8年6月18日（木）
- (2) 審査方法等

令和8年度加東市区域区分見直しに係る検討等支援業務委託に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）による、業務実績及び業務実施体制についての書類審査（12 二次審査の第3号の審査基準による評点×審査委員数）により、上位3者を選定する。ただし、上位3位となる者が複数あった場合は、評価項目の業務実施体制の評点の高い者を上位者とする。なお、業務実施体制においても評点が高い者が複数あつ

た場合は、それらの者すべてを二次審査の対象とする。

(3) 審査結果の通知

- ア 通知日 令和8年6月23日（火）
- イ 通知内容 審査結果
- ウ 通知方法 全参加者に書面で通知する。
- エ 結果に対する理由説明

上位3者に選定されなかった者等は、審査結果を発送した日の翌日から起算して5日以内に市に対して説明を求めることができる。市は、当該参加者からの説明を求められたときは、速やかに書面により回答する。

12 二次審査

一次審査により選定された上位3者を対象に二次審査を実施する。なお、参加者が3者以下で一次審査を実施していない場合は、参加者全員を対象とする。

(1) 実施日 令和8年7月16日（木）

※実施時間や会場などの詳細は、後日通知する。

(2) 審査方法等

ア 書類審査

参加者が3者以下であった場合は、審査委員会により、業務実績及び業務実施体制について書類審査（第3号の審査基準による評点×審査委員数）を行う。なお、参加者が4者以上であって一次審査で書類審査を行った場合は、一次審査の結果を二次審査の結果として取り扱うものとする。

イ プレゼンテーション審査

(ア) 審査委員会によるプレゼンテーション審査により、受託候補者及び次点者を選定する。

(イ) 1提案者当たり、プレゼンテーション25分以内、質疑応答15分程度とし、出退及び機器準備を含めて50分以内とする。

(ウ) プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。

(エ) プレゼンテーション審査は、非公開とする。

(オ) 提案者は、本業務の従事予定者（主たる担当者を含め3名以内）とする。

(カ) パソコン等の機器を使用する場合は、提案者側で準備すること。ただし、スクリーン及びプロジェクターは市で準備する。

(キ) パソコン（パワーポイント等）を使用してプレゼンテーションを行う場合の資料（データ）については、10の企画提案書の内容と同様のものとする。ただし、6(1)イ(ウ)から(オ)までの内容（同様の内容であれば、表現形式の変更可）については、追加することができるものとする。

(ク) 当日の追加の資料配布は認めないものとする。ただし、市が追加資料の提出を求めたものについては、この限りではない。

(3) 審査基準

審査基準は下表のとおりとし、評価点数は審査委員の合計点（500点満点）とする。

評価項目		評価基準	評点
一次審査	業務実績	都市計画マスタープラン等の策定（改定）支援業務又は区域区分見直しに係る支援業務について、豊富な経験や実績を有しているか。	10
	業務実施体制	業務遂行のための適切な体制（人員配置及び役割分担）となっているか。	10
		配置予定者が、都市計画マスタープラン等の策定（改定）支援業務又は区域区分見直しに係る支援業務について、豊富な経験や実績を有しているか。	10
二次審査	企画提案（プレゼンテーション）	詳細なスケジュールが示され、本業務を期間内に完了できる、実現可能なものとなっているか。	5
		本市の人口動態、地勢、社会基盤施設の現状などを十分把握し、課題整理の考え方は妥当か。	5
		地域構想の検討において、本市の各エリアの特性や課題を十分に踏まえた考え方となっているか。	10
		立地適正化計画における誘導施設、誘導区域及び防災指針の検討方針について妥当性があるか。	10
		「まちの拠点」の今後の役割と目指すべき方向性について妥当性があるか。	10
		計画の推進体制や評価指標の設定の考え方について妥当性があるか。	10
	区域区分の見直しに係る検討業務、都市計画マスタープラン改定業務及び立地適正化計画策定業務で検討するそれぞれの方向性が整合しており、一体的に検討される内容となっているか。	10	
業務見積書金額	10点×最低提案価格／当該提案価格	10	
合計			100

※ 上記の項目それぞれについて、次の6段階評価により評点を計算する。

〔極めて良い〕 評点×1.0 〔良い〕 評点×0.8 〔普通〕 評点×0.6

〔やや不十分〕 評点×0.4 〔不十分〕 評点×0.2 〔提案なし〕 0点

(4) 選定手順

評点が最も高い提案者を受託候補者とし、次順位の提案者を次点者とする。ただし、評点と同じ者が複数あった場合は、評価項目の企画提案の評点の高い者を上位者とする。さらに評価項目の企画提案の評点においても評点と同じ者が複数あった場合は、一次審

査の得点の高い者とする。さらにそれでも差がない場合は、くじ引きにより選定する。

なお、全参加者の評点（審査員全員の評点の合計）が、満点（審査員数×100点）の6割を超えない場合は不調とし、改善事項を書面により提出させ、再度委員会を開催するものとする。

また、参加申込者は1者であっても一次及び二次審査を行い、同様の基準により受託候補者を選定する。

(5) 審査結果

ア 通知日 令和8年7月30日（木） ※予定

イ 通知内容 審査結果

ウ 通知方法 二次審査参加者に書面で通知する。

エ 結果に対する理由説明

最上位に選定されなかった者等は、審査結果を発送した日の翌日から起算して5日以内に市に対して説明を求めることができる。市は、当該参加者からの説明を求められたときは、速やかに書面により回答する。なお、審査結果に対する異議は、一切受け付けない。

13 契約の締結

市は、受託候補者に選定された者と契約の交渉を行う。なお、受託候補者の企画提案が無効となった場合や契約交渉が不調等により契約締結に至らない場合は、審査により次点とした者と契約締結の交渉を行う。

14 日程

本プロポーザルに係る全体のスケジュールは次のとおりとする。ただし、都合により変更することがある。

内 容	日 程
実施の公告（ホームページへの掲載）	令和8年 5月19日(火)
質問受付期間	令和8年 5月19日(火)から 令和8年 5月28日(木)まで
質問回答日時	令和8年 6月 3日(水)
参加申込書等の提出期限	令和8年 6月 8日(月)
参加資格審査結果の通知	令和8年 6月10日(水)
辞退届提出期限	令和8年 6月17日(水)
一次審査（書類審査）	令和8年 6月18日(木)
一次審査結果通知	令和8年 6月23日(火)
企画提案書提出期限	令和8年 7月 9日(木)
二次審査（プレゼンテーション）	令和8年 7月16日(木)

二次審査結果通知〔予定〕	令和8年 7月30日(木)
契約締結	令和8年 8月 中旬

15 提出書類の取扱い

提出書類は次のとおり取り扱う。

- (1) 企画提案書類等の作成及び応募等本プロポーザル参加に要する経費は、全て参加者負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (4) 提出された書類等は、審査及び説明のために、その写しを作成し、使用することができるものとする。
- (5) 本プロポーザルに係る提出書類について、当該書類の受理後においては、差替え、追加、削除等は一切認めない。ただし、市が必要と認めたときは、追加資料の提出を求めることがある。

16 企画提案書及び参加資格の無効等

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書を無効とし、本プロポーザルの参加資格を喪失するものとする。

- (1) 提出期日を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提案する見積額が、3の見積限度額を超える場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 審査員又は市の関係者に本企画提案に対する助言を求めた場合
- (6) 実施要領に示された参加資格を満たさなくなった場合

17 情報公開及び提供

選定結果については、加東市ホームページ上で公開する。

- (1) 本業務の受託者となった者から提出された書類（企画提案書を含む。）については、加東市情報公開条例（平成18年加東市条例第16号）の規定に基づき公開する。
- (2) 本プロポーザルの実施に関する情報（参加者から提出された資料を含む）は、加東市情報公開条例に基づき開示することがある。

18 問合せ先

加東市都市整備部都市政策課（庁舎3階） 担当：岩井

〒673-1493 兵庫県加東市社50番地

TEL (0795) 43-0510

FAX (0795) 43-0549

E-mail toshikeikaku@city.kato.lg.jp